

ラグビーワールドカップ2019™大阪・花園開催推進委員会規約

(名称)

第1条 本会は、ラグビーワールドカップ2019大阪・花園開催推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東大阪市花園ラグビー場で開催されるラグビーワールドカップ2019大会に向けて、開催機運の醸成、会場及び大会運営準備をはじめ、開催地における必要な活動等を円滑かつ効率的に推進するため、開催都市である大阪府、東大阪市をはじめ、大阪府内の各種団体、事業主体等が、連携、協力し、一体的な活動を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開催機運の醸成及び開催周知を図るためのプロモーション事業
- (2) 大会時の来訪者の受入れに必要なアクセス確保、ボランティア対応、警備など大会を円滑に運営するための支援事業
- (3) 府内各地の都市魅力資源を活用した観光集客や地域活性化等につながる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(構成)

第4条 委員会は、別表第1に掲げる団体等をもって構成し、委員は同表に掲げる者をもって充てる。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長は、大阪府知事をもって充てる。

3 副委員長は、東大阪市長をもって充てる。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 委員会に、監事を置く。

2 監事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員の任期は、この規約の承認があった日から委員会の解散の日までとする。

2 委員は、委員就任の際に属していた機関、団体等の役職を離れたときは委員の職を失い、

当該機関、団体等から選任された後任者が当該委員の後任に就くものとする。

3 監事の任期及び就任者の交代については、前2項の規定を準用する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、会計年度における事業計画、予算及び決算その他の委員会の運営に係る重要事項について審議し決定する。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため、委員会の会議に出席できない委員は、あらかじめ書面で評決し、又は代理人をして評決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

6 委員長は、委員会を招集する暇のない場合及び議案が軽易である場合は、委員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を委員等に回付し、その賛否を問うことにより委員会の会議に代えることができる。

7 委員長は、必要に応じて、委員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第10条 委員会の円滑な会務の執行を図るため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第3に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を協議する。

(1) 委員会の会議に付議すべき事項

(2) 委員会の会議から指示された事項

(3) その他、委員会の事業運営に必要な事項で代表が必要と認める事項

3 幹事長は、大阪府府民文化部文化・スポーツ室長を、副幹事長は、東大阪市花園ラグビーワールドカップ2019推進室長の職にある者をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を招集し、議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、代理の者の出席を妨げないものとする。

7 幹事会の会議の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 幹事長は、必要に応じて、幹事会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内に置く。

2 事務局を統括するため事務局長を置く。

3 事務局長は大阪府府民文化部文化・スポーツ室長の職にある者をもって充てる。

- 4 委員会の出納事務は、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課において処理する。
- 5 前各項に規定するもののほか、事務局の構成及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(部会)

- 第12条 委員会の目的を達するために必要な事項について検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は委員長が任命する。
 - 3 部会は、委員長の命を受け、必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(費用負担)

- 第13条 委員会の運営及び事業に要する経費は、大阪府及び東大阪市からの分担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 委員会の運営及び事業に要する経費に対する分担金については、大阪府及び東大阪市が按分により負担する。

(会計年度)

- 第14条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度については、委員会設立の日から翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

- 第15条 委員会は第2条の目的を達成した後、会議の議決を経て解散する。

(残余金)

- 第16条 決算に残余金が生じた場合は、第13条第2項に定める負担割合に基づきその全額を返還する。残余金の繰り越しを行う場合は、会議において審議し、その取扱を決定する。

(残余財産)

- 第17条 委員会が解散するとき有する残余財産については、会議において審議し、その取扱を決定する。

(補則)

- 第18条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年6月23日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、令和元年7月11日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(大阪府、東大阪市を除く団体名 五十音順)

構成団体名	委員(職名)
大阪府	知 事
東大阪市	市 長
公益財団法人 大阪観光局	理事長
公益財団法人 大阪府スポーツ協会	会 長
大阪府市長会	会 長
大阪府障がい者スポーツ協会	会 長
大阪府商工会議所連合会	会 長
大阪府町村長会	会 長
大阪府ラグビーフットボール協会	会 長
関西エアポート株式会社	代表取締役社長
一般社団法人 関西経済同友会	代表幹事
公益社団法人 関西経済連合会	会 長
関西ラグビーフットボール協会	会 長
近鉄グループホールディングス株式会社	取締役会長
国土交通省 近畿運輸局	局 長
国土交通省 近畿地方整備局	局 長
西日本旅客鉄道株式会社	執行役員 近畿統括本部大阪支社長
東大阪商工会議所	会 頭
花園ラグビー場みらい魅力活性化委員会	会 長

別表第2（第7条関係）

監事 大阪府 府民文化部府民文化総務課長

監事 東大阪市 出納室長

別表第3（第10条関係）

別に委員長が定める